

第4章 望ましい環境像と政策の方針等

第1節 将来都市像

(1) 将来都市像

第7次総合計画では、市政運営の全体目標となる将来都市像を「暮らしやすく、希望あふれるまち 上越」としています。

将来都市像

暮らしやすく、希望あふれるまち 上越

「暮らしやすいまち」に向けて・・・

各種インフラ、産業、教育、医療、福祉、環境、文化の全てにおいて、社会環境の変化に、柔軟かつしなやかに対応し、誰一人取り残されることなく、自分らしい暮らしができるよう、生活の質の向上を図り、安心感や満足度をより高めていきます。

「希望あふれるまち」に向けて・・・

地域の魅力や資源、産業や人材など、まちの力を市民や地域が一丸となって高め、いかしていく中で、地域に対する愛着や誇りが生まれ、市民一人一人が夢や希望を持って暮らし、そして、次代を担う子どもや若者が帰ってきたくなるようなまちづくりを進めていきます。

(2) 将来都市像実現に向けた五つの基本目標

第7次総合計画では、将来都市像の実現に向けて、五つのまちの姿を基本目標として定め、各目標達成に向けた政策の方針を示しています。本計画では、環境政策と特に関わりが深い基本目標2、4、5の実現を目指します。



基本目標2 安心安全、快適で開かれたまち

市民の暮らしを支える都市基盤や良好な生活環境の持続性を高め、災害に強い安心安全で強靱なまちづくりに取り組むほか、地域の豊かな都市空間や自然環境を保ち、その質を高めるとともに、全国へと開かれた交通ネットワークをいかし、誰もが快適に暮らし続けられるまちを目指します。

基本目標4 魅力と活力があふれるまち

地域に根付き、新たな価値を作り出す産業の活力を高めるとともに、誰もがやりがいを持って働くことができる環境を整えるほか、多様な地域資源を磨き上げ、その魅力の最大化を図りつつ、広く内外に伝える中で新たな交流が生まれていく、魅力と活力があふれるまちを目指します。

基本目標5 次代を担うひとを育むまち

安心して子どもを産み育て、子どもたちが健やかに育つ教育・社会の環境の整備や充実に取り組むほか、全ての世代が学び、活動し、挑戦することができる環境を整え、まちの未来を支えるあらゆるひとを育むまちを目指します。

(3) 土地利用構想との整合

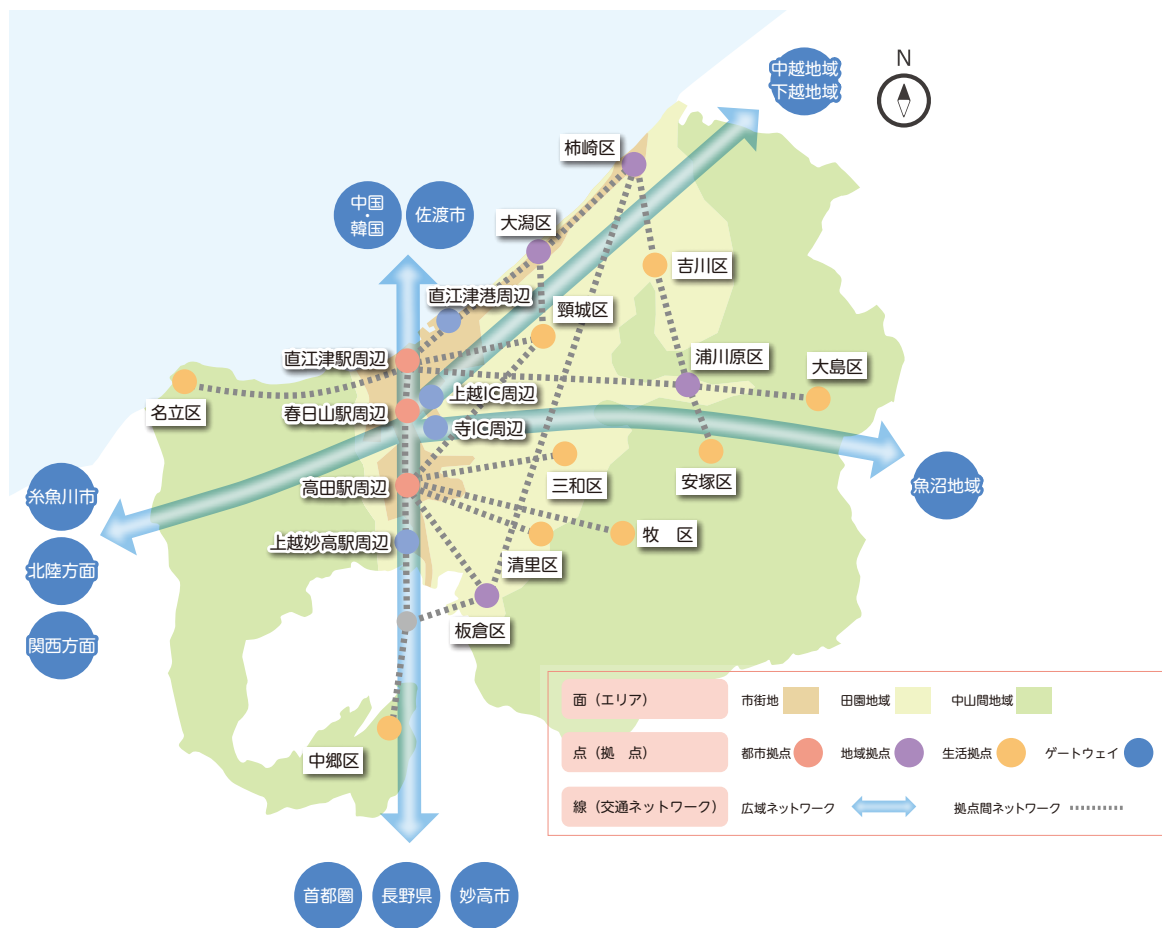
第7次総合計画における土地利用構想では、将来都市像の実現に向けて、土地利用の基本的な考え方を「面・点・線」のまちの構造の3要素から明らかにしています。

この構想では広大な市域を地勢的特徴に応じて区分した各エリア（「面」）の特性・機能をいかしつつ、各地に暮らしを支える拠点（「点」）を形成し、それぞれを交通ネットワーク（「線」）で結ぶことにより、各地域が支え合い、魅力や恵みを市全体で享受する姿を目指しています。

本計画では、この土地利用構想と整合を図りつつ、環境施策の観点から、将来のまちの発展を見据えた持続可能な土地利用と適切な機能整備を一層推進していきます。

面 ：めりはりのある土地利用
<ul style="list-style-type: none"> …市域を地勢的特徴に応じて区分した市街地、田園地域、中山間地域の三つの「エリア」 ・多様な都市機能や優良な農地、豊かな自然を有するエリアそれぞれの特性をいかし、育むめりはりのある土地利用を推進します。
点 ：暮らしを支える拠点の構築
<ul style="list-style-type: none"> …施設や店舗などの都市機能が集まる中心市街地や各総合事務所の周辺などの場所を「拠点」として位置付け ・各地区の拠点の機能に応じ、暮らしを支える機能を維持・集積します。
線 ：人や物の移動を支える交通ネットワークの構築
<ul style="list-style-type: none"> …道路や鉄道、バスなどの「交通ネットワーク」 ・拠点と市外、拠点と拠点、拠点と地区内の集落のそれぞれの間を、便利で安全に移動できる交通ネットワークを構築します。

面（エリア）・点（拠点）・線（交通ネットワーク）によるまちの構造のイメージ



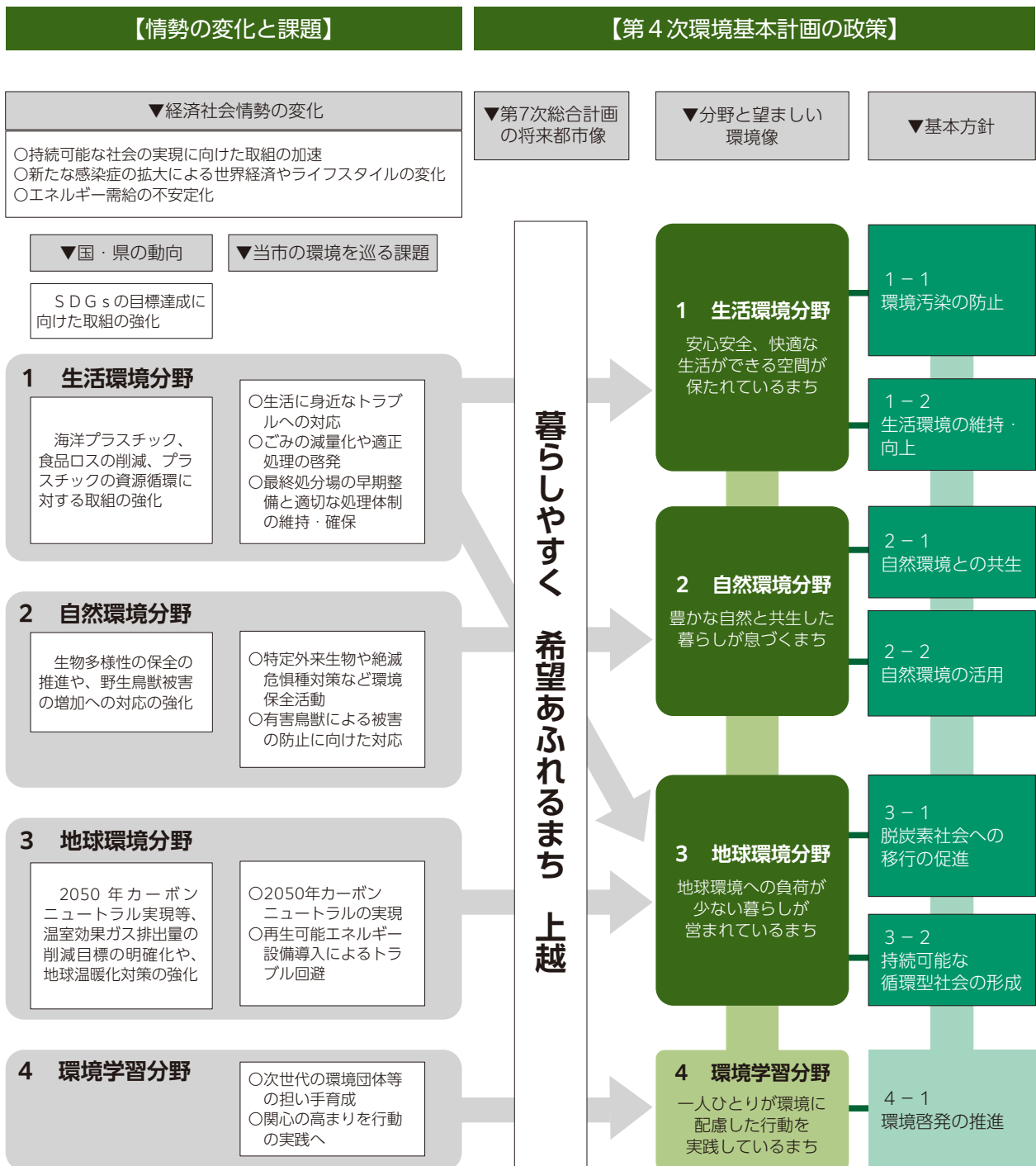
第2節 望ましい環境像と政策の基本方針

本計画では、第7次総合計画で目指すまちづくりの推進に当たり、経済社会情勢の変化やこれまでの取組の課題を踏まえ、環境分野での基本的な政策・施策を「生活環境」「自然環境」「地球環境」「環境学習」の四つの分野から明らかにします。

このうち「環境学習」は、他の三つの分野に共通する要素であり、今後一層取組の強化が必要と考えることから、横断的な分野として位置付けます。

各分野の政策・施策の推進に当たっては、分野毎に「望ましい環境像」と政策の基本方針を設定します。

経済社会情勢の変化等と「望ましい環境像」及び「基本方針」の関係性



各分野における「望ましい環境像」と政策の「基本方針」

1 生活環境分野

環境像：安心安全、快適な生活ができる空間が保たれているまち

基本方針1 環境汚染の防止

大気汚染や水質汚濁などの公害は、市民の健康や住環境など、安心安全な日常生活の大きな影響を及ぼす可能性があります。

環境汚染を防止し、良好な生活環境を確保していくため、各種法令等に基づいた規制を適切に運用し、測定、監視などの取組を効果的に実施するとともに、異常事案の発生時には関係機関と連携して迅速に対応します。

基本方針2 生活環境の維持・向上

廃棄物の不適正処理や不法投棄は、当市の大切な地域資源である自然環境や景観の悪化を招くばかりでなく、環境汚染による生活環境への影響が懸念されます。

快適かつ魅力的な生活環境を維持し、更には向上させていくため、廃棄物の適正処理や良好な景観形成に向けた取組を推進します。

2 自然環境分野

環境像：豊かな自然と共生した暮らしが息づくまち

基本方針1 自然環境との共生

当市の市域には、海、山、大地の要素が揃っており、それぞれの地域の中で、更には、それらの要素が互いに関連を持ちながら生態系が形成されています。

豊かな恵みをもたらす自然環境を保全し、共生していくため、それらの価値を共有し、守り続けていく取組を推進します。

基本方針2 自然環境の活用

当市の歴史・風土は、四季折々の気候や多様な自然環境との関わりの中で培われてきたものであり、また、豊かな自然が日常生活に身近な存在であることは、当市の暮らしの大きな魅力となっています。

豊かな自然がもたらす多様な恵みを活用していくため、市の内外における当市の自然環境の魅力を発信するとともに、自然環境と調和したまちづくりを推進します。

3 地球環境分野

環境像：地球環境への負荷が少ない暮らしが営まれているまち

基本方針1 脱炭素社会への移行の促進

近年では、地球温暖化が起因とされる記録的な高温や大雨、森林火災、干ばつなどの異常気象が頻発しており、当市でも暮らしの中でそれらの影響が身近なものとなっています。

地球温暖化対策が世界各国で加速化している中、当市における脱炭素*社会への移行を促進していくため、市民生活や事業活動における化石燃料を由来とするエネルギーからの転換などに向けた取組を推進します。

基本方針2 持続可能な循環型社会の形成

地球環境への負荷を軽減し、限りある資源を有効に活用していくため、これまで資源の効率的な利用やリサイクルなどが進められてきています。

近年では、地球温暖化対策の進展、プラスチックの資源循環の促進、食品ロス*問題などを背景として、一層の強化や新たな展開が必要となっており、それらの課題に対応し、循環型社会の形成につなげていくため、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえた取組を推進します。

4 環境学習分野

環境像：一人ひとりが環境に配慮した行動を実践しているまち

基本方針 環境啓発の推進

環境問題への対応は、市民一人ひとりの日常生活、事業者の経済活動などの様々な場面で、改善に向けた活動を自主的に取り組んでいくことが必要です。

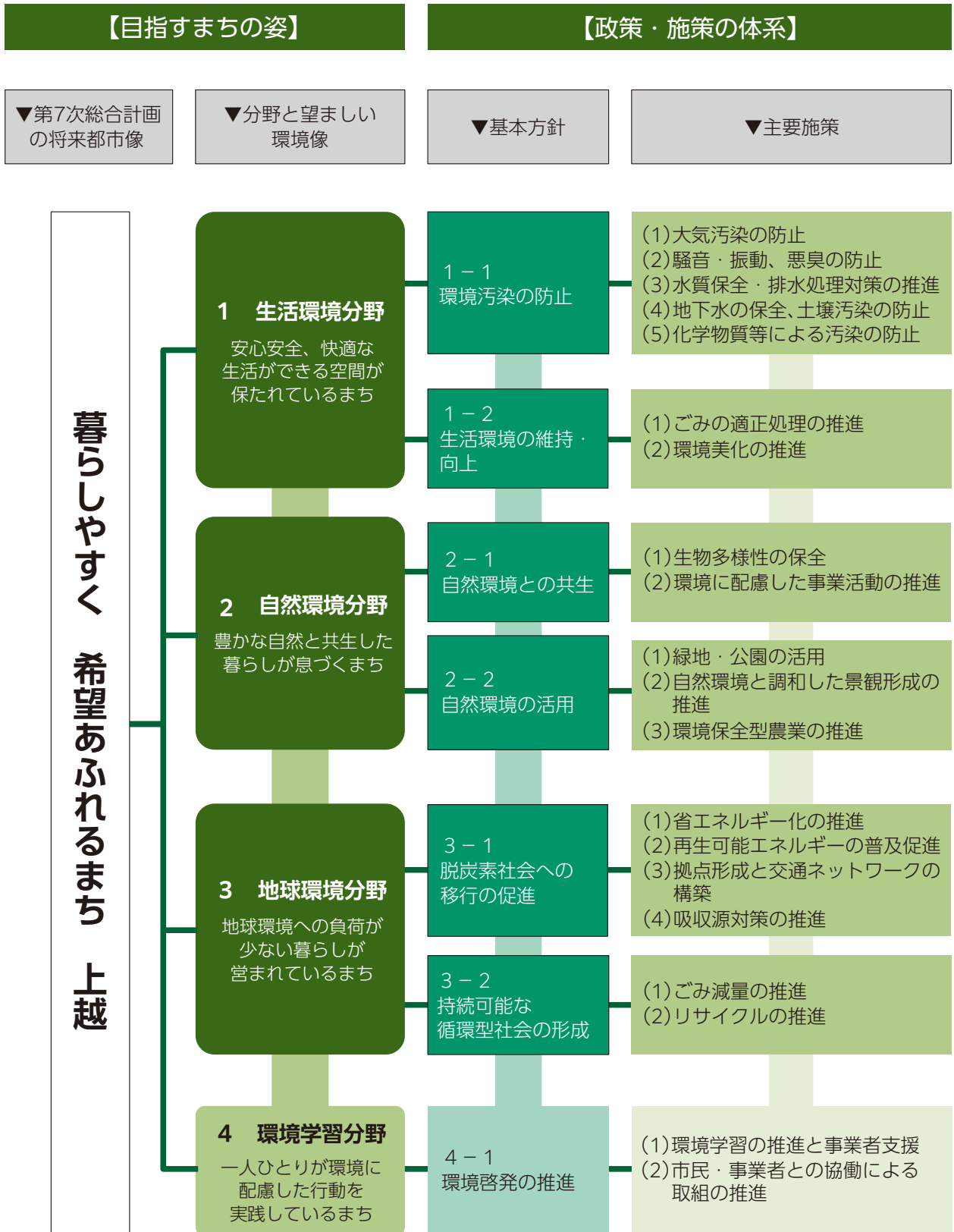
本計画で掲げる望ましい環境像を実現に向けて、より多くの市民や事業者が環境問題に関する様々な情報に触れ、実践に移していけるような環境学習や啓発の取組を推進します。

第3節 環境施策の体系

(1) 施策の体系

本計画は、望ましい環境像の実現に向けて以下の体系図のとおり、四つの分野において、20の主要施策を展開します。

環境施策の体系の全体像



(2) SDGsの推進

本計画の推進に当たっては、環境・経済・社会のバランスの取れた持続可能なまちづくりに向け、SDGsの理念や視点を積極的に取り入れ、各施策と関連するゴールを関連付け、目指す環境像とSDGsの達成に向けて一体的に取り組を進めていきます。

本計画とSDGsとの関係性

分野	基本方針	主要施策	SDGsの目標														
			2	3	4	6	7	8	9	11	12	13	14	15	17		
1 生活環境	1 環境汚染の防止	1 大気汚染の防止															
		2 騒音・振動、悪臭の防止															
		3 水質保全・排水処理対策の推進		◇		◇		◇		◇							
		4 地下水の保全、土壌汚染の防止															
		5 化学物質等による汚染の防止															
	2 生活環境の維持・向上	1 ごみの適正処理の推進		◇						◇	◇	◇				◇	
2 環境美化の推進																	
2 自然環境	1 自然環境との共生	1 生物多様性の保全		◇								◇		◇	◇		
		2 環境に配慮した事業活動の推進															
	2 自然環境の活用	1 緑地・公園の活用															
		2 自然環境と調和した景観形成の推進	◇	◇		◇		◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	◇	
		3 環境保全型農業の推進															
	3 地球環境	1 脱炭素社会への移行の促進	1 省エネルギー化の推進						◇		◇	◇		◇		◇	
2 再生可能エネルギーの普及促進																	
3 拠点形成と交通ネットワークの構築																	
4 吸収源対策の推進																	
2 持続可能な循環型社会の形成	1 ごみの減量の推進							◇		◇		◇	◇		◇		
	2 リサイクルの推進																
4 環境学習	1 環境啓発の推進	1 環境学習の推進と事業者支援			◇						◇	◇	◇		◇		
		2 市民・事業者との協働による取組の推進															

持続可能な開発目標 (SDGs) の詳細

本計画と関連があるゴール



目標1 【貧困】
あらゆる場所あらゆる形態の貧困を終わらせる



目標2 【飢餓】
飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養の改善を実現し、持続可能な農業を促進する



目標3 【保健】
あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する



目標4 【教育】
すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する



目標5 【ジェンダー】
ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児のエンパワメントを行う



目標6 【水・衛生】
すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する



目標7 【エネルギー】
すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的なエネルギーへのアクセスを確保する



目標8 【経済成長と雇用】
包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用 (ディーセント・ワーク) を促進する



目標9 【インフラ、産業化、イノベーション】
強靱 (レジリエント) なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る



目標10 【不平等】
国内及び各国家間の不平等を是正する



目標11 【持続可能な都市】
包摂的で安全かつ強靱 (レジリエント) で持続可能な都市及び人間居住を実現する



目標12 【持続可能な消費と生産】
持続可能な消費生産形態を確保する



目標13 【気候変動】
気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる



目標14 【海洋資源】
持続可能な開発のために、海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する



目標15 【陸上資源】
陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する



目標16 【平和】
持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する



目標17 【実施手段】
持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する

出所 持続可能な開発目標 (SDGs) と日本の取組 (外務省国際協力局)